

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

議会基本条例検証・評価シート

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
第1条 (目的) この条例は、唯一の議決機関として二元代表制の下、議会と議員の基本理念に基づきその役割を明確にし、市民との対話を通じ市民の負託に応えるべく、継続的な議会改革を推進し、活発なる議論を図り、安全安心なまちづくりと、市民生活の向上及び市政発展に寄与することを目的とする。	D	—	—
第2条 (基本原則) 二元代表制の一翼を担う議会は、市の基本事項を議決する団体意思の最終決定機能を持ち、執行機関を監視及び評価する機能を堅持かつ行使し、対等な立場の独立機関として議決責任を有する。	D	—	—
第3条 (1) (議会の責務と活動原則) 公平性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指す。	B	・公平性、透明性等を確保するため、重視して活動している。	・引き続き議会の責務と活動原則に従い開かれた議会を目指す。
第3条 (2) (議会の責務と活動原則) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努める。	B	・市民の意見を把握し市政に反映させるよう努めるのが議員の責務であり努めている。	・多様な意見を収集し、市政に反映させるため積極的に取り組んでいく。
第3条 (3) (議会の責務と活動原則) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行う。	B	・議会活動を通し、常に検証を行っている。	・引き続き例規等の検証に積極的に取り組んでいく。
第3条 (4) (議会の責務と活動原則) 市民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい議会運営を行う。	C	・政治的な意識を高め、傍聴意欲に繋がる工夫が十分でない。	・引き続き工夫に努める。

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
第3条 (5) (議会の責務と活動原則) 議会改革を推進するため、効果的で、かつ十分な議論を行う。	C	・現状の問題点や課題の把握が十分でないため、議会改革推進に至るまでの効果的で十分な議論となっていない。	・議会全体で様々な研修や勉強会を実施して、他市町村との比較も含めて小美玉市議会の客観的な現状及び姿を自ら省みて、足りないところもっと伸ばしていくべきところを抽出しながら一步一步確実に変革・改革を結果として実現していく。
第4条 (1) (議員の責務と活動原則) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじる。	B	・議員相互の自由討議は概ね行われている。	・さらに自由討議の機会を創出する。
第4条 (2) (議員の責務と活動原則) 市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの能力を高める努力をする。	B	・議員の資質向上や市の為に常任委員会や特別委員会で積極的に視察研修を行っている。	・議員研修の内容を高める方策を常に研究し、検討していく必要がある。
第4条 (3) (議員の責務と活動原則) 議会の構成員として、市民全体の福祉向上を目指して活動する。	B	・条項のとおり活動している。	・引き続き条項のとおり努める。
第4条 (4) (議員の責務と活動原則) 議会の内容について、市民に対する説明責任を果たす。	D	—	—
第5条 (会派) 議員は、会派を結成することができる。	B	・会派制は実現できたが、会派毎の調査研究がどこまで成され、政策提言までには至っていない現状であるため。	・会派として政策提言をまとめ、執行部に対して意思を表明していくべきである。
第5条 (会派) 2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究を行う。	B	・会派からの政策立案・提案に繋げるため、調査研究を行っている。	・調査研究等の成果を、議会全体として押し上げていく。
第5条 (会派) 3 会派制を導入する際、必要な事項については別に定める。	B	・要綱が定められている。	・会派として政策提言をまとめ、執行部に対して意思を表明していく。

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
第6条 (市民参加及び市民との連携) 市民に対し積極的にその有する情報の公開を徹底するとともに、説明責任を十分に果たす。	C	・議会ホームページ、議会広報の発行・周知、今後の議会報告会に向けて、一定の説明責任を果たしているが、分かりやすい手法には不十分な点もある。	・分かりやすい情報の提供に努める。
第6条 (市民参加及び市民との連携) 2 法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。	C	・専門的又は政策的識見等を得られる機会が少ないため。	・様々なケースを想定して勉強会等を開催する。
第6条 (市民参加及び市民との連携) 3 請願及び陳情を市民からの政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聞く機会を設けることができる。	B	・提案者の意見を聞く機会を設けている。	・引き続き実施する。
第7条 (議会報告会) 議会は、市民に対してより開かれた議会を推進するため、議会報告会を実施することができる。	C	・議会報告会を開催できていない。	・工夫を凝らし市民との対話がしっかりとできる報告会を目指す。
第7条 (議会報告会) 2 議会報告会に関することは、別に定める。	C	・今正に具体的方策と形式の実現に向けて進行中の為。	・議会報告会に関しては、内容修正も含め検討が必要である。
第7条 (議会報告会) 3 市民との対話の場を設けることができる。	C	・議会報告会を開催できていない。	・手法技法を十分検討する必要がある。
第8条 (広報広聴機能の充実) 多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持ち、議会活動を理解できるよう努める。	C	・議会活動に対し、分かりやすい広報活動が十分でない。	・様々なご意見やアドバイスを取り入れ、紙面の刷新を目指す。

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
第9条 (1)(議会と市長等の関係) 議会の本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行う。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き現状のとおり実施していく。
第9条 (2)(議会と市長等の関係) 本会議又は委員会において市長等は、議員から質疑、質問を受けたときは、その趣旨、内容の確認及び論点の明確化のため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権を行使する状況は見られていないが、行使する制度はできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則通りとする。
第10条 (議会審議における論点情報の形成) 提案される重要な政策、施策又は計画について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・原則に従うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則通りとする。
第11条(運営の原則) 市民に開かれた運営を行う。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性、透明性の取り組みが十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会運営を目指す。
第11条(運営の原則) 2 言論の府であることを十分認識し、議員の発言を保障し、議員間の自由討議等の方法により活発な議論が行えるよう努める。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間の自由討議、活発な議論が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き改革し続ける。
第11条 (運営の原則) 3 議決機関として、円滑で効率的な運営に努める。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な運営ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き努力する。
第11条 (運営の原則) 4 自らの改革に継続的に取り組む。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・原則のとおり努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き努力していく。

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
<p>第11条 (運営の原則) 5 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能を十分に発揮し、市民に開かれた運営を行う。</p>	C	<p>・委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能は発揮しているが、市民に開かれた運営には、公平性、透明性が不十分である。</p>	<p>・市民に開かれた議会運営を目指していく。</p>
<p>第12条 (議員定数) 議員定数は、小美玉市議会議員の定数を定める条例(平成18年小美玉市条例第200号)に定めるところによる。</p>	D	-	-
<p>第12条 (議員定数) 2 議員定数の改正に当たっては、本条例に沿った議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、本市の現状及び課題を十分に考慮するものとする。</p>	D	-	-
<p>第13条 (議員報酬) 議員報酬は、小美玉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年小美玉市条例第39号)に定めるところによる。</p>	D	-	-
<p>第13条 (議員報酬) 2 議員報酬の改正に当たっては、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、小美玉市特別職報酬等審議会条例(平成19年小美玉市条例第19号)に基づく審議会意見のほか、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するものとする。</p>	D	-	-
<p>第14条 (議長及び副議長の選出) 議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議においてそれぞれの職を志願するものに対して所信を表明する機会を設けることができる。</p>	B	<p>・議長・副議長選毎に所信表明は行われているため。</p>	<p>・条項のとおりとする。</p>

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
第15条(議会事務局の体制整備) 議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努める。	B	・条項のとおり努めている。	・条項のとおりとする。
第16条(議員研修の充実強化) 議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるとともに、有識者等による専門的見地からの助言等の積極的活用を努める。	C	・現状は視察研修のみで、有識者や知見者等を招へいした勉強会・研修会等はなかなか実現していないため。	・有識者や専門的見地、助言を受け入れる体制整備を整える。
第17条(議会図書室の充実) 議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努める。	C	・議員控室と併設されており、十分な活用はされていない。	・図書室専用の部屋を完備し書籍の充実をする。
第18条(議員の政治倫理) 議員は、主権者である市民の厳粛な信託を受け、高い倫理観が求められていることを自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動する。	D	-	-
第18条(議員の政治倫理) 2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	D	-	-
第19条(災害対応) 市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生したときは、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるための組織体制の確立に努める。	C	・具体的な実行計画が整備されていないため。	・議会BCP策定を目指す。
第19条(災害対応) 2 災害時の議会対応に関し、指揮系統の序列等、必要な事項は別に要綱で定めるところによる。	D	-	-

A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する D 評価の該当なし

条 項	評価	理 由	今後の対応方針
<p>第20条(最高規範性) この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るよう最大限に考慮しなければならない。</p>	D	-	-
<p>第21条(検証及び見直し) 市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>	B	・条項のとおりとする。	・条項のとおりとする。
<p>第22条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	D	-	-